

「いわて起業家サポーターリングネットワーク会議」規約

(名称)

第1条 本会は、いわて起業家サポーターリングネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 ネットワーク会議は、県内の起業家を目指す者に対する情報提供や助言指導等を行っている支援機関及び支援団体（以下「支援機関等」という。）において、起業家支援に関する情報の共有を図るとともに、支援事業の連携を図ることによって、総合的かつ効率的な起業家育成を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 ネットワーク会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 支援機関等の情報共有事業
- (2) 支援機関等の連携交流事業
- (3) 起業家を目指す者への総合的情報提供事業
- (4) 起業家等への総合的フォローアップ事業
- (5) 復興支援に関する事業
- (6) その他ネットワーク会議の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 ネットワーク会議の構成機関は別表のとおりとする。

(事務局)

第5条 ネットワーク会議の会務を処理するため、岩手県商工労働観光部経営支援課に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、経営支援課総括課長の職にある者をもって充てる。
- 3 事務局長は、担当者を指名し、ネットワーク会議の会務の処理にあたらせるものとする。

(ネットワーク会議)

第6条 ネットワーク会議は、必要に応じて事務局長が招集し、その進行にあたる。

- 2 ネットワーク会議には、第4条に掲げる機関の担当者が出席するものとする。
- 3 事務局長は、ネットワーク会議に第4条に掲げる機関以外の者への参加又は情報の提供等を求めることができるものとする。

(補足)

第7条 この規約に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営等に必要な事項は、ネットワーク会議において別に定める。

附則

この規約は平成19年6月1日より施行する。

附則

この規約は平成22年4月1日より施行する。

附則

この規約は平成24年5月17日より施行する。

附則

この規約は平成25年4月1日より施行する。

附則

この規約は平成26年8月1日より施行する。

附則

この規約は平成28年5月16日より施行する。

附則

この規約は令和3年8月26日より施行する。

別表（第4条関係）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・岩手県商工会議所連合会・岩手県商工会連合会・岩手県中小企業団体中央会・公益財団法人いわて産業振興センター・国立大学法人岩手大学研究支援・産学連携センター・公立大学法人岩手県立大学研究・地域連携本部・盛岡広域振興局経営企画部・県南広域振興局経営企画部・沿岸広域振興局経営企画部・県北広域振興局経営企画部・商工労働観光部経営支援課・その他ネットワーク会議の目的を達成するために必要な支援機関等 |
|--|